

受験要領、定期試験に欠席した際の処置と評価、単位修得と卒業認定について

1. 試験等にかんする留意事項

- (1) 試験開始後 20 分以上遅刻した場合、原則として入室できない。試験当日は、不測の事態に対応できるよう、早めに登校すること。
 - ①電車・バスの遅延により遅刻した場合でも、20 分以内の遅刻については特別な扱いはしない。
 - ②電車・バスの遅延により 20 分を超える遅刻が生じるおそれのある場合は、必ず試験開始前までに電話で学校に連絡すること（遅延の状況が一定数以上の生徒に影響するものであるとき、教務部で確認し、特別の対応をとる場合がある）。
- (2) 自身の試験時間以外は、予め指定された「空き教室」等を利用できる。「空き教室」は試験会場と隣接している場合もあるので、会話を避け、静かに利用すること。試験時間中は、廊下、ロビー、パブリックスペース等で声を出さないよう、静かにすること。
- (3) 試験会場（教室）では、あらかじめ指示された席に着席すること。
- (4) 試験開始 30 分を経過しなければ答案の提出はできない。また終了 5 分前の提出はできない。答案を提出した生徒は、その試験時間の終わりまで、教室外で静かに待機すること。答案提出後は監督教員の指示があるまで入室はできない。
- (5) 試験中は机の中にはいっさい物を入れてはいけない（机の中に物を残している場合、「不正行為」とみなす）。試験開始前に必ず点検すること。
- (6) 携帯電話は電源を切り、鞆等の中にしまうこと。試験中に着信音、アラーム等がなった場合、基本的に「不正行為」とみなす。
- (7) 試験中は基本的に筆箱、下敷き、定規、計算機等の使用はできない。ただし、事前に科目担当教員から「使用可」の指示説明があったものを除く。試験中は生徒間の筆記用具、定規等の貸借を禁ずる。
- (8) 不正行為をしてはならない。評価機会に於ける不正行為に対しては厳しく対処する。

※不正な行為とは、試験中、授業内で実施される小テストにおけるいわゆるカンニング行為、課題、提出物（論文・レポート、研究・調査のまとめ等々）における「剽窃」「盗用」、試験後の「改竄」行為等を指す。これらが発覚した時点で、当該の試験、課題・提出物の評価を 0 点とする。

2. 定期試験時の欠席、遅刻等により受験できなかった時

- (1) 何らかの理由により試験を受けられなかった場合、その試験の実施日を含めて 3 日以内に「欠席届」を担任・アドバイザーを通じて、または直接、教員室教務部席に届けること。
- (2) 「欠席届」は以下の内容を網羅していること。
 - ペン書きであること（鉛筆書きは不可）
 - 届け出の期日
 - クラス・クラスター、学籍番号、生徒氏名
 - 欠席した日と時限、欠席した科目名
 - 欠席・遅刻の理由 ※必要に応じて「診断書」等の証明書類を求めることがある。
 - 保護者署名、保護者印

3. 定期試験を受験できなかった場合の、評価上の処置

- (1) 欠席の届け出がなく、欠席理由の正当性が確かめられないものについては、原則、試験による得点がなかったもの（0点）とする。
- (2) 成績の算出は、前期（Ⅰ期・Ⅱ期の総合成績評価）、後期（Ⅲ期・Ⅳ期の総合成績評価）、年次総合成績において行う。期間科目（半期科目）については、前期成績、後期成績をそれぞれ総合成績とする。ただし、3年次生については、Ⅳ期成績評価は算出しない。
- (3) 前期、または後期内の定期試験を正当な理由により受験することができなかった場合の処置
 - ①Ⅰ期またはⅡ期（Ⅲ期またはⅣ期）の定期試験のどちらか一方を受験している場合は、その試験の得点を基本に授業クラスの平均をスライドさせ、下記の計算式によって、学期（受験のなかった期）の定期試験の得点を算出する。

$$\text{受験した定期試験の本人の得点} \times \frac{\text{受験していない定期試験の授業クラス平均}}{\text{受験した定期試験の授業クラス平均}} \times 0.7$$

- ②前期または後期のすべての定期試験を正当な理由により受験することができなかった場合、次の処置〈1〉〈2〉をとって、必要な学期・年次の定期試験の得点を算出する。

〈1〉前期の場合、後期試験の得点を基本に次の計算式によって前期定期試験の得点を算出する。

$$\text{Ⅲ期・Ⅳ期定期試験の本人の得点平均点} \times \frac{\frac{\text{前期定期試験の授業クラス平均点}}{\text{後期定期試験の授業クラス平均点}} \times 0.7}{\text{（Ⅲ期・Ⅳ期定期試験の授業クラス平均点）}}$$

ただし、当該生徒が3年次生で前期の評価材料がない場合、追試またはこれに準ずるものを、原則、前期成績確定日までに実施し、その評価は得点の100分の70とする。

〈2〉後期の場合、前期試験の得点を基本に次の計算式によって後期定期試験の得点を算出する。

$$\text{Ⅰ期・Ⅱ期定期試験の本人の得点平均点} \times \frac{\frac{\text{後期定期試験の授業クラス平均点}}{\text{前期定期試験の授業クラス平均点}} \times 0.7}{\text{（Ⅰ期・Ⅱ期定期試験の授業クラス平均点）}}$$

ただし、当該生徒が3年次の場合は、次の計算式によって後期定期試験の得点を算出する。

$$\text{Ⅰ期・Ⅱ期定期試験の本人の得点平均点} \times \frac{\text{Ⅲ期定期試験の授業クラス平均}}{\text{前期定期試験の授業クラス平均点}} \times 0.7$$

（Ⅰ期・Ⅱ期定期試験の授業クラス平均点）

- ③期間科目（半期科目）において、正当な理由から受験することができず、他の評価材料がない場合、追試またはこれに準ずるものを適当な時期までに（当該生徒が3年次生の場合は成績確定日までに）実施し、その評価は得点の100分の70とする。

- (4) 公欠・忌引き・出校停止等により、学期内の定期試験を受験することができなかった場合、追試は実施せず、3の①②の計算式を用い、100分の100で得点を算出する。

ただし、3年次生で前期のすべての試験を上記理由により受験することが出来なかった場合は、評価確定日までに追試またはこれに準ずるものを実施し、100分の100で得点を算出する。

4. 単位修得、卒業の認定について

- (1) 科目の評価は10段階で行われる。評価1，または2の場合、その科目の単位は認定されず、未修得となる。
- (2) 欠課時数が授業時数（年間35週を基準とする）の3分の1を超えた科目の単位は認定されず、未修得となる。
- (3) 卒業に必要な修得単位数はHRの3単位を除いて74単位である。74単位に満たない場合、卒業はできない。

以上